

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第八号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表に次のように加える。

8	特定非営利活動法人環境ネットワ ーク埼玉	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁 目六番五号
---	-------------------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。